

令和8年2月13日

学生 各位

副学長(教育学生担当)

学内における印刷物等の配布について

本学は表現の自由を最大限に尊重しつつ、学内でのトラブル防止および静穏な教育研究環境を維持するため、印刷物の配布については事前に現物を提出させるとともに、以下の内容を含むものは配布しないよう窓口にて指導してきました。

- 営利目的のもの、または公序良俗に反するもの
- 政治的な活動(特定の政党の支持・反対等)を目的とするもの
- 宗教的活動(特定の宗教のための活動・勧誘等)を目的とするもの

しかし昨今、学生のみなさんに不利益を与える可能性のある学外機関の事業案内の印刷物が配布された事案や不適切な方法(授業前の教室への置きビラ等)による配布事例が確認されています。つきましては、印刷物の配布について、以下の注意事項も遵守したうえで、適正に行っていただくようお願いします。

なお、「学内」とは、山口大学が所有・管理する土地や建物等の範囲内を指します。

(注意事項)

- 授業時間中の配布は行わないでください。
- 教室内への置きビラは禁止します。また、道路など交通の妨げになる場所や、学食・福利厚生施設等の利用者の迷惑になる場所での配布は避けてください。
- 駐輪中の自転車のかごの中に無断で印刷物を入れたり、受け取る意思のない人に強引に渡したりする等の迷惑行為は禁止します。
- 印刷物を配布する際は、日時、場所、責任者について、以下の窓口に届け出てください。
 - ・ 各学部で配布する場合:各学部学務担当係(小串地区:医学部学務課、常盤地区:工学部学務課)
 - ・ 上記以外の学内で配布する場合:学生支援部学生支援課